

補助金交付申請の手引き

庄原市老朽危険建築物除却促進事業は、危険な空き家の除却（解体工事）の一部を庄原市が補助する制度です。

【対象となる要件】

- ・市内に存する現に使用されていない住宅であること（空き家）
- ・老朽危険建築物であること※¹
- ・解体工事は、建設業に基づく許可※²又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録の届出をしている業者が行うこと

※¹ 老朽危険建築物とは、老朽度・危険度等の不良度が高く、道路若しくは隣地への影響度が高いと認定を受けた建築物

※² 許可は「建築工事業」「土木工事業」「とび・土工工事業」「解体工事業」の業種に限る

【補助対象者】

補助の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれかに該当すること

- ・対象建築物の所有者又は相続人（市外のものも可）
- ・対象建築物の存する土地の所有者又は相続人（市外のものも可）

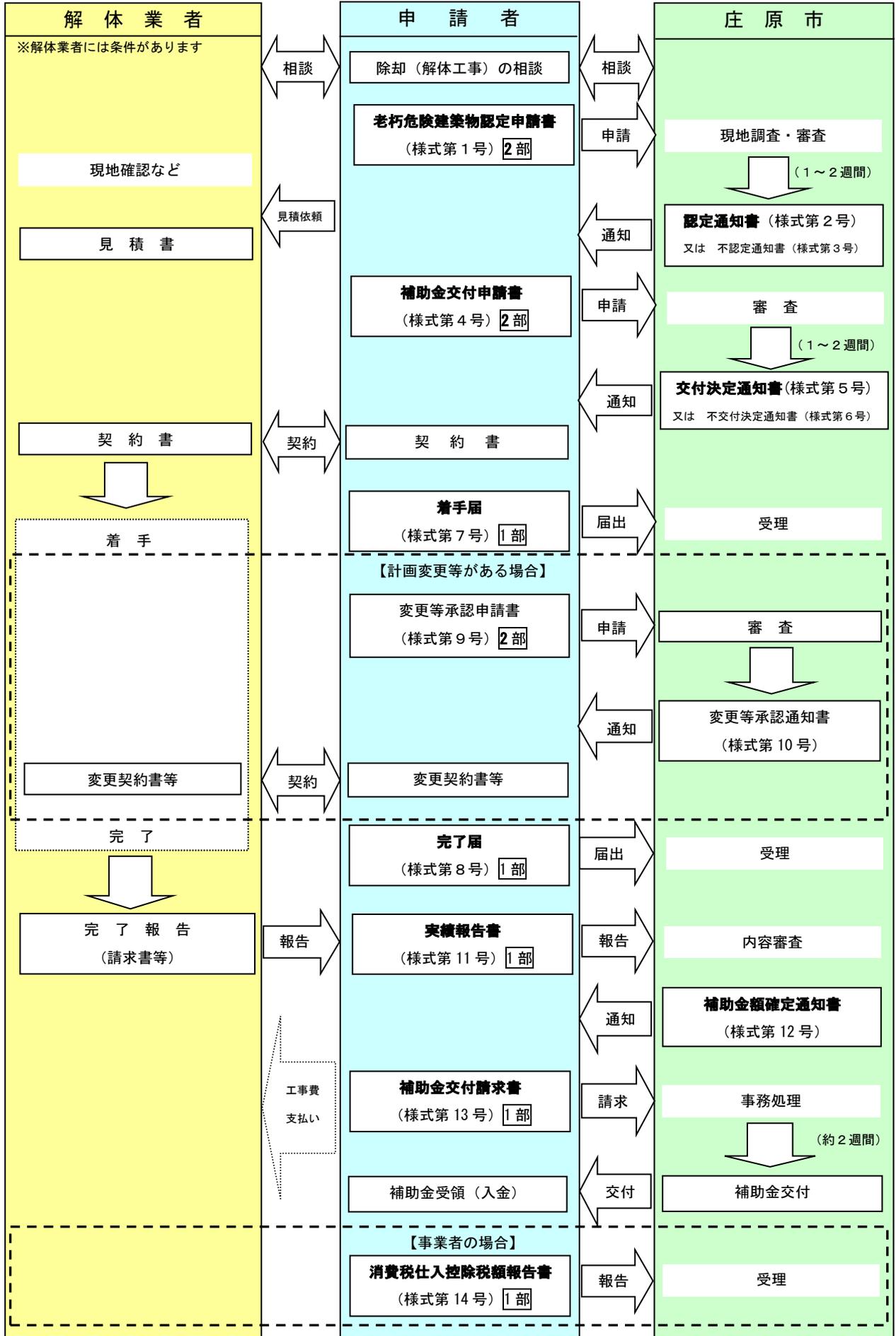
補助金交付決定通知を受ける前に 工事契約 及び 解体工事 を行ったものは補助金の対象となりませんのでお気を付けください。

庄 原 市

－ 目 次 －

■庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助金制度のフロー	P 3
■申請の手続き		
1 注意事項	P 4
2 除却に係る補助金の額について	P 4
3 除却に係る補助対象範囲について	P 5
4 老朽危険建築物の認定について	P 5
(1) 申請に必要な書類		
(2) 申請の方法		
(3) 申請後の流れ		
5 除却に係る補助金交付申請について	P 6
(1) 申請に必要な書類		
(2) 申請の方法		
(3) 申請後の流れ		
6 計画に変更等があった場合について	P 7
(1) 申請に必要な書類		
(2) 申請の方法		
(3) 申請後の流れ		
7 実績報告について	P 7
(1) 報告に必要な書類		
(2) 報告の方法		
(3) 報告後の流れ		
8 補助金の請求について	P 7
(1) 請求に必要な書類		
(2) 請求の方法		
(3) 請求後の流れ		
9 その他	P 8
(1) よくあるお合わせ		
(2) その他		
【記入例】		
○庄原市老朽危険建築物認定申請書（様式第1号）	P 9
○庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助金交付申請書（様式第4号）	P 10
○着手届（様式第7号）	P 12
○完了届（様式第8号）	P 13
○庄原市老朽危険建築物除却促進事業変更承認申請書（様式第9号）	P 14
○庄原市老朽危険建築物除却促進事業実績報告書（様式第11号）	P 15
○庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助金交付請求書（様式第13号）	P 16
○消費税仕入控除税額報告書（様式第14号）	P 17

■庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助金交付の手続きフロー



■申請の手続き

1 注意事項

- ア 除却に係る補助金交付決定を通知される前に、工事の契約締結や工事施工してしまうと、補助金は受けられません。
- イ 補助金の支払いは、除却の完了後となります。補助金の交付決定通知を受けていても、工事を取りやめた場合は、補助金は支払われません。
- ウ 補助金は、補助金申請同一年度内に対象事業すべてが完了し、実績報告を行うことができるものが対象となります。
- エ 申請件数が実施予定件数を上回った場合は、先着順により決定することとなりますので、あらかじめご了承ください。

2 除却に係る補助金の額について

除却（解体工事）に係る補助額は、補助対象経費の3分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）以内となります。

ただし、30万円が上限となります。

（計算例）

- ・（ケース1）除却に係る補助対象経費が、1,198,800円であった場合

① 3分の1の額となるため、

$$1,198,800 \div 3 \times 1 = 399,600$$

② 1,000円未満の端数は切り捨てとなるため、

$$399,600 \Rightarrow 399,000$$

③ 上限金額の30万円を超えているため、

補助額は300,000円となります。

- ・（ケース2）除却に係る補助対象経費が、864,000円であった場合

① 3分の1の額となるため、

$$864,000 \div 3 \times 1 = 288,000$$

② 1,000円未満の端数は切り捨てとなるため、

$$288,000 \text{円} \quad (\text{この場合、端数の切り捨てはありません})$$

③ 上限金額の30万円以下であるため、

補助額は288,000円となります。

3 除却に係る補助対象範囲について

補助の対象となる経費は、庄原市老朽危険建築物の認定を受けた空き家の解体工事に係る経費となります。

次の例を参考に補助対象又は補助対象外の区分けを行ってください。

○補助金の対象となる経費

- ・ 建物解体工事費
- ・ 建物基礎解体工事費
- ・ 積み込み、撤去運搬費
- ・ 処分費
- ・ 解体工事に係る養生、足場の仮設費用
- ・ 解体後の跡地整地

などが、補助対象となります。

詳細については、庄原市環境建設部都市整備課都市整備係までお問合せください。

【お問合せ先】

〒727-8501

広島県庄原市中本町1丁目10番1号

庄原市 環境建設部 都市整備課 都市整備係（本庁舎2階）

電話：0824-73-1151

FAX：0824-73-1147

4 老朽危険建築物の認定について

この補助金を受けるためには、老朽危険建築物の認定を受ける必要があります。

(1) 認定申請に必要な書類（申請部数：正本1部・副本1部）

ア 庄原市老朽危険建築物認定申請書（様式第1号）【記入例：P9】

イ 認定対象建築物の位置図（付近見取図）

※ 当該建築物の所在地がわかるように目標物等を記入してください

ウ 認定対象建築物の平面図（縮尺1：100程度で、間取りが分かるもの）

エ 認定対象建築物を除却した後の措置計画

※ 碎石敷きや舗装などを明記してください

オ 認定対象建築物の外観写真（2面以上）

(2) 申請の方法

必要書類を作成の上、庄原市環境建設部都市整備課都市整備係まで提出してください。

【提出先・お問合わせ先】

〒727-8501

広島県庄原市中本町1丁目10番1号

庄原市 環境建設部 都市整備課 都市整備係（本庁舎2階）

電話：0824-73-1151

FAX：0824-73-1147

(3) 申請後の流れ

- ア 申請された内容を審査し、申請者立会のもと現地調査を行い、老朽危険建築物の認定を決定したときは「庄原市老朽危険建築物認定通知書（様式第2号）」を交付いたします。なお、除却に係る契約については、補助金交付決定通知を受ける前に締結しないでください。
- イ 老朽危険建築物認定通知書は、補助金の支払いをお約束するものではありません。

5 除却に係る補助金交付申請について

(1) 補助金申請に必要な書類（申請部数：正本1部・副本1部）

- ア 庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助金交付申請書（様式第4号）【記入例：P10】
- イ 老朽危険建築物の所有者を確認できる書類（家屋登記簿や納税通知書の写しなど）
- ウ 除却工事に要する費用の見積書又はその写し（内訳の記載されたもの）
- エ 解体業者の建設業許可書の写し又は解体工事業登録を証するものの写し
- オ 老朽危険建築物の位置図（付近見取図）
- カ 老朽危険建築物の平面図（縮尺1：100程度で、間取りが分かるもの）
- キ 老朽危険建築物を除却した後の措置計画 ※ 砕石敷きや舗装などを明記してください
- ク 老朽危険建築物の現在の外観写真（2面以上）

(2) 申請の方法

必要書類を作成の上、庄原市環境建設部都市整備課都市整備係まで提出してください。

【提出先・お問合わせ先】

〒727-8501

広島県庄原市中本町1丁目10番1号

庄原市 環境建設部 都市整備課 都市整備係（本庁舎2階）

電話：0824-73-1151

FAX：0824-73-1147

(3) 申請後の流れ

- ア 申請された内容を審査し、老朽危険建築物除却促進事業補助金の交付を決定したときは「庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）」を交付いたしますので、この通知書を受理してから、除却に係る契約（契約者と申請者名は同一としてください。）を締結してください。
- イ 補助金交付決定通知書は補助金の支払いをお約束するものではありません。除却工事が行われなかった場合や、その他要綱等に違反した場合などは、補助金は支払われませんのでご注意ください。
- ウ 工事に着手したときは、着手届（様式第7号）を庄原市環境建設部都市整備課都市整備係まで提出してください。（提出部数：1部） 【記入例：P12】
- エ 工事が完了したときは、完了届（様式第8号）を庄原市環境建設部都市整備課都市整備係まで提出してください。（提出部数：1部） 【記入例：P13】

6 計画の変更等があった場合について

除却に係る内容に変更等（取りやめを含む）が生じた場合は、変更に係る工事に着手する前に必ず変更承認申請を行ってください。（ただし、軽微な変更は除く。）

(1) 申請に必要な書類（申請部数：正本1部・副本1部）

ア 庄原市老朽危険建築物除却促進補助事業変更承認交付申請書（様式第9号）

【記入例：P14】

イ 変更する内容が確認できる書類

(2) 申請の方法

必要書類を作成の上、庄原市環境建設部都市整備課都市整備係まで提出してください。

(3) 申請後の流れ

申請された内容を審査し、計画の変更を承認したときは「庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助変更承認通知書（様式第10号）」を交付いたしますので、この通知書を受理してから、除却に係る変更契約（契約者と申請者名は同一としてください。）を締結してください。

7 実績報告について

(1) 報告に必要な書類（提出部数：1部）

ア 庄原市老朽危険建築物除却促進事業実績報告書（様式第11号）【記入例：P15】

イ 解体業者の請負代金請求書の写し又は領収書の写し

ウ 廃棄物に関する処分証明書等

エ 事業完了を確認できる写真

(2) 報告の方法

必要書類を作成の上、庄原市環境建設部都市整備課都市整備係まで提出してください。

【提出先・お問い合わせ先】

〒727-8501

広島県庄原市中本町1丁目10番1号

庄原市 環境建設部 都市整備課 都市整備係（本庁舎2階）

電話：0824-73-1151

FAX：0824-73-1147

(3) 報告後の流れ

現地検査等により、報告された内容を審査し、要綱等に適合すると認め、交付すべき補助金額を確定したときは「庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助金額確定通知書（様式第12号）」を交付いたします。

8 補助金の請求について

(1) 請求に必要な書類（提出部数：1通）

庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助金交付請求書（様式第13号）【記入例：P16】

(2) 請求の方法

必要書類を作成の上、庄原市環境建設部都市整備課都市整備係まで提出してください。

(3) 申請後の流れ

事務処理後、指定の口座に補助金が振り込まれます。

9 その他

(1) よくあるお問合わせ

Q 1. 添付書類の平面図とは何か？

A 1. 建物の間取りの分かる図面を作成してください。縮尺は「1/100 程度」とし、手書きでも構いません。

Q 2. 添付書類の除却工事後の措置計画は何のために必要なのか？

A 2. 建物解体後の跡地が適切な管理ができる状態として計画されているかを確認するための書類となります。

Q 3. 解体業者の要件について詳細を知りたい

A 3. 解体工事の許可または登録の届出をしている業者に限ります。
許可とは、建設業法に基づく建設業許可の業種区分で、「建築工事業」「土工工事業」「とび・土工工事業」「解体工事業」のこと。登録の届出とは、建設リサイクル法に基づく「解体工事業」登録のこと。なお、解体業者は市外の業者でも構いません。

Q 4. 除却工事に要する費用の見積は複数の業者のものが必要か？

A 4. 複数社の見積は必要ありませんが、添付の内訳書を確認・審査し、不適当なものについては補助金の対象から除外となります。

Q 5. 申請から認定通知や決定通知までどのくらいの期間がかかりますか？

A 5. 老朽危険建築物認定申請書の提出後、審査及び認定通知まで1～2週間程度かかります。
また、補助金交付申請書についても提出後、審査及び決定通知まで1～2週間程度かかります。

Q 6. 老朽危険建築物の認定審査とはどのようなものか？

A 6. 申請された建築物を現地において老朽状態・危険状態による不良度を測定し、さらに近隣等への影響度と合わせて、判定票に基づき老朽危険建築物を認定する審査となります。

(2) その他

ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問合わせください。

【お問合わせ先】

〒727-8501

広島県庄原市中本町1丁目10番1号

庄原市 環境建設部 都市整備課 都市整備係 (本庁舎2階)

電話：0824-73-1151

FAX：0824-73-1147

平成〇〇年〇〇月〇〇日

庄原市長様

住所 庄原市〇〇町〇〇

申請者 氏名 〇〇 〇〇 印

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

申請者は、補助対象者の要件に適合していることを確認してください。

庄原市老朽危険建築物認定申請書

庄原市老朽危険建築物除却促進事業を実施するため老朽危険建築物の認定を受けたいので、庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、貴市が建物敷地に立入調査することについて承諾するとともに、調査時には立会します。

事業の内容

1. 認定対象建築物の概要	認定対象建築物の所在地	庄原市〇〇町〇〇	
	規模	規模： <input type="checkbox"/> 平屋建 <input type="checkbox"/> 2階建 <input type="checkbox"/> 3階建	
		延べ床面積： 〇〇. 〇〇 m ²	
	用途	<input type="checkbox"/> 戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 長屋住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	認定対象建築物との関係	<input type="checkbox"/> 認定対象建築物の所有者 <input type="checkbox"/> 認定対象建築物の所有者の相続人 <input type="checkbox"/> 認定対象建築物の存する土地の所有者 <input type="checkbox"/> 認定対象建築物の存する土地の所有者の相続人	
2. 同意書	<input type="checkbox"/> 認定対象建築物の所有者 <input type="checkbox"/> 認定対象建築物の存する土地の所有者	氏名 〇〇 〇〇	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 認定を受けようとする建築物の所有者とその存する土地の所有者が異なる場合のみ </div>	<p style="text-align: center;">同意書</p> <p style="text-align: center;">(建築物の所有者と土地の所有者が異なる場合、認定の申請についての同意)</p> <p>私は、庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、上記建築物が老朽危険建築物の認定を受けることについて同意します。</p> <p style="text-align: right;">住所 庄原市〇〇町〇〇 氏名 〇〇 〇〇 印</p>	

該当の箇所にシ印を入れてください。

建物と土地の所有者が同じ場合は空欄となります。

添付書類

- (1) 認定対象建築物の位置図（付近見取図）
- (2) 認定対象建築物の平面図
- (3) 認定対象建築物を除却した後の措置計画
- (4) 認定対象建築物の外観写真（2面以上）

添付書類を、確認してください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

庄原市長様

庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助金交付申請書

申請者は、認定通知書を受けていることを確認してください。

住所 庄原市〇〇町〇〇
申請者氏名 〇〇 〇〇 ㊟
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

平成〇〇年度において、庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助金の交付を受けたいので、庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

1 老朽危険建築物の所有者

〇〇 〇〇

2 老朽危険建築物の所有者の住所

庄原市〇〇町〇〇

3 老朽危険建築物認定通知番号

〇〇〇第〇〇〇号（平成〇〇年〇〇月〇〇日）

4 老朽危険建築物の所在地

庄原市〇〇町〇〇

5 交付申請額

金 〇〇〇, 〇〇〇円

6 着手予定年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

7 完了予定年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

8 補助対象建築物の概要

認定通知書の記載を確認してください。

建物の概要を記載してください。

用 途		〇〇〇〇〇〇
構造・規模	構 造	〇〇〇造
	階 数	地上 〇階 ・ 地下 〇階
	延 床 面 積	〇〇〇. 〇〇 m ²

9 解体業者

解体業者	名 称	〇〇〇〇〇〇
	住 所	〇〇〇〇〇〇〇
	業 種	建築工事業 ・ 土木工事業 とび・土工工事業 ・ 解体工事業
	許可番号等	〇〇 大臣・知事 〇〇〇〇号

解体業者について、
記載してください。

10 交付申請額の算定内訳

(単位：円)

除却工事に要する費用の見積額 (A)	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
補助金の額 (B) $A \times 1/3$ 又は30万円 のうち少ない額	〇〇〇, 〇〇〇円
消費税仕入控除税額 (C) (※事業者の場合のみ)	〇〇〇, 〇〇〇円
交付申請額 (D) = (B) - (C)	〇〇〇, 〇〇〇円

11 添付書類

- (1) 老朽危険建築物の所有者を確認できる書類
- (2) 除却工事に要する費用の見積書又はその写し(内訳の記載されたもの)
- (3) 解体業者の建設業許可書の写し又は解体工事業登録を証するものの写し
- (4) 老朽危険建築物の位置図(付近見取図)
- (5) 老朽危険建築物の平面図
- (6) 老朽危険建築物を除却した後の措置計画
- (7) 老朽危険建築物の現在の外観写真

添付書類を、確認してください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

庄原市長様

申請者 住所

〒〇〇〇-〇〇〇〇

庄原市〇〇町〇〇

氏名 〇〇 〇〇 印

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

着手届

下記のとおり事業に着手したので、庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助金交付要綱第9条の規定により届け出します。

1 建築物の所在地	庄原市〇〇町〇〇
2 交付決定年月日及び番号	平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇〇第〇〇〇号
3 事業の期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
4 着手年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
5 備考	

補助金交付決定通知書を確認してください。

着手年月日を記載してください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

庄原市長様

申請者 住所

〒〇〇〇-〇〇〇〇

庄原市〇〇町〇〇

氏名 〇〇 〇〇 印

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

完了届

下記のとおり事業が完了したので、庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助金交付要綱第9条の規定により届け出します。

補助金交付決定通知書を確認してください。

1 建築物の所在地	庄原市〇〇町〇〇
2 交付決定年月日及び番号	平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇〇第〇〇〇号
3 事業の期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
4 完了年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
5 備考	

完了年月日を記載してください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

庄 原 市 長 様

住 所 庄原市〇〇町〇〇
申請者 氏 名 〇〇 〇〇 ⑩
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

補助金交付決定通知を、
確認してください。

庄原市老朽危険建築物除却促進事業実績報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号で交付決定のあった庄原市老朽危険建築物除却促進事業を完了したので、庄原市老朽危険建築物除却推進事業補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により、その実績を報告します。

1 老朽危険建築物の所有者

〇〇市〇〇町〇〇

2 老朽危険建築物の所在地

〇〇市〇〇町〇〇

3 補助金の交付決定額及び精算額

交付決定額	〇〇〇, 〇〇〇円
精 算 額	〇〇〇, 〇〇〇円

交付決定額から変更が
あった場合、精算額を記
載してください。

4 補助事業の実施期間

自 平成〇〇年〇〇月〇〇日
至 平成〇〇年〇〇月〇〇日

5 添付書類

- (1) 解体業者の請負代金請求書の写し又は領収書の写し（事業着手後に金額の変更があった場合には、内訳を添付すること）
- (2) 廃棄物に関する処分証明書等
- (3) 事業の完了を確認できる写真

添付書類を、確認してく
ださい。

請求者は、補助金申請者と
同一としてください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

庄原市長様

住所 庄原市〇〇町〇〇
請求者氏名 〇〇 〇〇 印
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

補助金交付確定通知書
を確認してください。

庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助金交付請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号で補助金額確定通知のあり、
除却促進事業補助金交付要綱第14条の規定により補助金を請求します。

金融機関名を記載し、該当
のものを囲ってください。

交付請求額	〇〇〇, 〇〇〇円
1 金融機関名	銀行 ・ 金庫 〇〇 組合 ・ 農協
2 店舗名	・本店 ・(〇〇) 支店
3 預金種別	普通 ・ 当座 貯蓄 ・ その他
4 口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
(フリガナ) 5 口座名義	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇
6 口座名義人住所	庄原市〇〇町〇〇

平成〇〇年〇〇月〇〇日

庄 原 市 長 様

申請者

法人名

所在地 庄原市〇〇町〇〇

代表者名 〇〇 〇〇 ⑩

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

補助金交付決定通知書を
ご確認ください。

消費税仕入控除税額報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号で交付決定を受けた庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助金に係る消費税控除税額が確定したので、庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助金交付要綱第 17 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

	区 分	金 額
1	補助金の決定額	〇〇〇, 〇〇〇円
2	補助金の交付申請時及び実績報告時に減額した消費税控除税額	〇〇〇, 〇〇〇円
3	消費税額の申告により確定した消費税仕入控除額	〇〇〇, 〇〇〇円
4	補助金返還相当額 (3 の額から 2 の額を差し引いた額)	〇〇〇, 〇〇〇円

※ 添付書類
(1) 積算の内訳書

添付書類を、確認してください。